INPIT事業再編計画支援事業補助金 交付要領

交付申請締切:令和7年12月19日(金)17:00まで

1. 0版

令和7年4月

INPIT (独立行政法人工業所有権情報·研修館)



目次

1.	概要	3
	補助対象者	
	補助金額・補助率	
	補助対象経費	
	交付申請の手続	
	提出書類	
	審査・採択基準	
	交付決定	
	その他の注意点	
	. 問い合わせ先	
T O	- IHVV日かに/し	

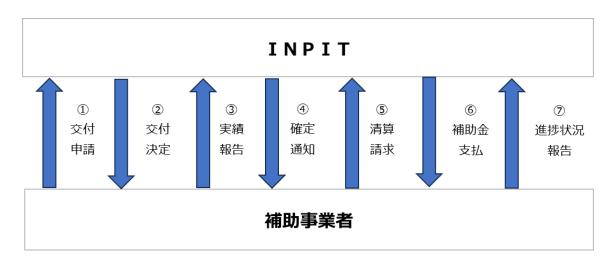
1. 概要

(1) 目的

INPIT事業再編計画支援補助金(以下、「本補助金」という。)は、産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号(以下、「産競法」という。))に基づく認定事業再編事業者等である特定中堅企業者(中堅企業者であって、その成長発展を図るための事業活動を行っているものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。)に対して、その工業所有権の保護及び利用を図るために必要な検討に要する調査事業等(以下「補助事業」という。)に必要な経費の一部を助成することにより、その認定事業再編計画に基づく取組を支援することを目的としています。

(2) スキーム

本補助金の流れは以下のとおりです。



2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、産競法第34条の2に規定する認定事業再編事業者等である特定中堅企業者 (産競法第2条第24項に規定する中堅企業者であって、その成長発展を図るための事業活動を行っているもの として主務省令で定める要件に該当するものをいう。)であり、産競法第34条の2第2項に基づく助成に係る支援 措置を含む同法第23条1項の認定を受けた者とします。

特定中堅企業者及びに産競法に基づく事業再編計画¹については、以下の経済産業省のホームページから確認してください。

<特定中堅企業者(経済産業省ホームページ)>

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chuuken/tokutei-chuuken.html

¹ 産競法では、産業競争力の強化に関する施策として産業活動における新陳代謝を促進するための措置を講じることとしており、その一環として事業再編の円滑化を図ることとしています。これは、我が国の経済社会全体における経営資材の有効活用を通じ、我が国産業における生産性の向上を目指すものです。具体的には、生産性向上を目指し、事業再編を行う取り組みを事業再編計画として認定し、認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の支援措置を講じることで当該取組を後押しします。

<産競法に基づく事業再編計画(経済産業省ホームページ)>

https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/saihen_2.html

その他、次の要件を満たしていること。

- (1) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (2) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (3) 経済産業省における EBPM²に関する取組に協力すること。

3. 補助金額・補助率

補助対象者に交付する補助額及び補助率は、以下のとおりです。

※補助金の交付は、補助対象事業完了後の支払い(実費弁済)となります。

	認定事業再編事業者等である特定中堅企業者
補助上限額	1 事業者あたり6 5 0 万円
補助率	1/3以内

最終的な実施内容、交付決定額は、INPITと調整した上で決定することとします。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本補助金の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の区分で定める経費です。また、補助対象経費は、交付決定を受けた日付以降に契約(発注)を行い、補助事業実施期間内に検収及び支払を完了したものに限ります。

経費区分	内容
	知財デュー・デリジェンス ³

 2 E B P M(Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく E B P Mの推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

³ 出資者や提携を検討する事業者等の側において、対象会社のリスク評価及び価値評価のための調査と検証を行うことを、デュー・デリジェンス (Due Dilligence) と呼び、その中で、対象会社の知的財産活動についての調査と検証を行うものを知的財産デュー・デリジェンスと呼びます (平成 30 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究 知的財産デュー・デリジェンスの実態に関する調査研究報告書)。

謝金、旅費、	知財侵害予防調査
委託•外注費	Ⅰ Pランドスケープ調査4
	その他工業所有権の保護及び利用を図るために必要な検討に要する調査等

(2) 補助対象外経費

以下の費用は、補助対象となりません。なお、以下に列挙する費用は一例です。

- ①補助金の申請書や実績報告書等の作成に係る費用
- ②その他事業に関係ない経費

(3) 経費に関する注意事項

- ①補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。 支払いは、銀行振込の実績で確認を行います。現金払・手形払等は対象外です。
- ②経済産業省から補助金等指定停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に発注・契約した場合、 その経費は補助金の対象外となります。
 - ※停止措置期間外に発注した場合を除く。

(4) 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、 交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第 3 に掲げる法人の補助事業者

⁴ IP ランドスケーブ調査とは、経営戦略又は事業戦略の立案に際し、経営・事業情報に知財情報を組込んだ分析を実施し、その分析結果(現状の俯瞰・将来展望等)を経営者・事業責任者と共有することを目的として実施される調査です(令和2年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究報告書)。

- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助 事業者

5. 交付申請の手続

(1) 交付申請締切

交付申請締切:令和7年12月19日(金)17:00

(2) 補助事業実施期間

交付決定日から令和8年3月31日(火)まで

(3) 申請方法

交付申請は、JGrantsにより提出してください。

< JGrantsによる申請>

J G r a n t s にログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。 【 J G r a n t s ホームページ】 https://www.jgrants-portal.go.jp/

※交付申請には、電子申請システムを利用するためには、**事前に「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要**です。「G ビズ ID プライムアカウント」をお持ちでない事業者の方は、最初に G ビズ ID プライムアカウントの取得をお願いします。

INPITでは、GビズIDの新規取得等に関するお問合せには、対応いたしかねますのでご了承ください。 (GビズIDの新規取得等につきましては、GビズIDの事務局へお問合せください。)

【Gビズ I Dホームページ】 https://gbiz-id.go.jp/top/

- (4) 申請時・業務実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証(EBPM)目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。
- (5)補助金交付候補者として採択された後の手続

なお、交付決定前に、事業譲渡、会社分割等を行うことにより、補助金交付候補者の採択により生じる交付 申請を行う権利を他者に承継することはいかなる理由においても認められません。

交付申請手続には見積書が必要となります。また、交付申請に基づく審査の結果、計上された経費が補助対象外であると判断されるときは、交付決定額が減額又は全額対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 提出書類

(1) 交付申請に際し、「(様式第1) INPIT認定事業再編計画支援事業補助金交付申請書」に加え、以下の書類を提出してください。なお、原本の提出は不要です。

書類名	詳細
証憑類	産競法の規定に係る事業再編計画の認定を受けた特定中堅企業者であることを証する
	証憑を提出してください。
見積書	補助事業に係る相見積もりを提出してください。
補助事業の効果	補助事業の効果について記載した書面を提出してください。
に係る説明資料	
決算書	直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書(特定非営利活動法人は活動計算
	書。以下同じ。)を提出してください。
履歴事項全部証	最新の情報が記載されたものを提出してください。
明書	
役員名簿	最新の情報が記載されたものを提出してください。
株主名簿·出資	最新の情報が記載されたものを提出してください。
者名簿	
法人概況説明書	最新の情報が記載されたものを提出してください。

7. 審查·採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準(1)、(2)及び(3)を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- (1) 補助対象者の要件を満たしているか。
- (2) 交付要領に記載の補助対象者、補助対象となる認定事業再編計画に係る支援対象に合致しているか。
- (3) 提出書面に不備等はないか。
- (4) 補助対象となる認定事業再編計画に対して、効果的な調査等内容となっているか。
- (5) 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

8. 交付決定

INPITは交付決定通知を申請者に送付し、その後、事業開始になります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。

9. その他の注意点

(1) 補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、経済産業省大臣官房会計課作成の「補助事業事務処理マニュアル」(令和4年6月)に従って対応いただきますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。なお、補助事業事務処理マニュアルにおいて、「経済産業省」と記載があるものについては、すべて「(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)」に読み替えを行うこととします。

- (2) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (3) 提出された実績報告書等については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲についてINPITとの調整を経て決定することとします。
- (4) 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

10. 問い合わせ先

〒105-6008 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号(城山トラストタワー8階)

INPIT(工業所有権情報・研修館)知財活用支援センター

担当:助成事業担当

電話 (代表) 03-3581-1101 内線 3852

E-mail: ip-ct06@inpit.go.jp

なお、メールでのお問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「INPIT事業再編計画支援事業補助金事業」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上